

道路占用許可申請書(32条)／道路工事施工承認申請書(24条)

32 32・24 24

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 位置図 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 現況図・計画図・平面図 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 構造図・断面図（埋設物がわかるもの、舗装構成・埋設深のわかるもの） |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 現況写真 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 公図（水等が有る場合法定外公共物等の申請を提出すること） |
| | <input type="checkbox"/> | | 誓約書（仮復旧期間の維持、転圧期間終了後の本復旧） |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 同意書（周辺住民への影響が有る場合） |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 理由書（規格外の工事を行う場合） |

道路占用許可申請書

次の事項について内容を確認し内容を具備している場合は、受理を行う

- (1) 法又は令に掲げる占用物件に該当するか
 - ・電柱、郵便差出箱その他これらに類する施設
 - ・水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - ・道路の新設、改良、維持、修繕等の工事又は作業
 - ・その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある物件、工作物又は施設
- (2) 道路敷地外に余地がないため、やむを得ないものと認められるか
- (3) 公共性が認められるか（北杜市道路法施行条例第8条占用料減免規定に該当か否か）
 - ・地方公共団体が設ける水管、下水道管、灌漑排水施設及び道路標識等
 - ・水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
 - ・公共の用の供する通路、街灯
- *減免規定に該当しない場合は占用料がかかります
- (4) 道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保に支障がないか
- (5) 占用物件の構造及び占用場所が許可基準に適合するか否か
- (6) 占用期間が適当であるか
- (7) 工事の施工方法が適当であるか
- (8) 工事の時期が適当であるか
- (9) 道路の復旧方法が適当であるか
- (10) その他必要とする事項
 - ・共架電線その他上空に設ける線類は占用許可は受け付けていません。高さの確認のみ。
(最下部と路面の距離が5m以上、やむを得ない場合は4.5m以上、歩道上は2.5m以上であるか)
 - ・本復旧を伴う埋設工事、道路工事の場合、誓約書が必要になりますので32条・24条様式で提出してください。
 - ・舗装本復旧の延長は掘削幅の中心より影響幅を両端に加えた延長とする。（基本は5m。交差点等変則的な場合は道路河川課と協議を行うこと。）
 - ・道路舗装工事完了後は、原則としてコンクリート舗装は5年、アスファルト舗装は3年当該舗装の掘削は認められません。
 - ・規格外の工事を行う場合理由書を添付し提出してもらいますが、審査の結果不許可になることもあります。
 - ・埋設管の本線の頂部と路面の距離が1.2m以上であるか。（1.2mを確保できない場合は道路河川課と協議すること）
 - ・舗装道路を掘削した場合は、転圧期間（6ヶ月間）の後本復旧を行うこと。仮復旧箇所は本復旧完了までは、占用者の負担で、常時良好な状態を保つよう維持管理すること。
 - ・道路を掘削したときは、特別の理由がある場合を除き、当日中に埋戻すこと。
 - ・工事により、道路標示・区画線の抹消をした場合は、速やかに復旧すること。
 - ・占用物件、工事期間等の変更がある場合は道路占用許可申請書（変更）の申請を行うこと。
 - ・占用期間を過ぎても占用を継続する場合は道路占用許可申請書（更新）の申請を行うこと。

道路工事施工承認申請書

次の事項について内容を確認し内容を具備している場合は、受理を行う

(1) 施工承認が必要な場合

- ・宅地前の縁石(車歩道境界ブロック・擁壁等)の切り下げ
- ・取付道路の設置等
- ・樹木の移設、伐採
- ・現況の道路や水路の形状を変えるとき、また道路・水路の補修等
- ・ガードレール、防護柵、擁壁撤去
- ・掘削、盛土工事

(2) 道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保に支障がないか

(3) 構造及び施工場所が許可基準に適合するか否か

(4) 施工期間が適当であるか

(5) 工事の施行方法が適当であるか

(6) 工事の時期が適当であるか

(7) 道路の復旧方法が適当であるか

(8) その他必要とする事項

・道路側溝への雨水の放流は許可を受け付けていません。

・乗入部は1筆につき一箇所とし、幅員は宅地で4m～6m、店舗・工場・ガソリンスタンド等で12mまでとする。

・規格外の工事を行う場合理由書を添付し提出してもらいますが、審査の結果不許可になることもあります。

・道路を掘削したときは、特別の理由がある場合を除き、当日中に埋戻すこと。

・工事により、道路標示・区画線の抹消をした場合は、速やかに復旧すること。

舗装構成

表層5cm・上層路盤(M-40)15cm・下層路盤(RC-40)20cm・凍上抑制層(RC-40)